

入間市空家等対策協議会委員の公募に関する要領

1 趣 旨

この要領は、「入間市審議会等の委員の公募に関する要領」に沿って、入間市空家等対策協議会の委員の公募について、必要な事項を定めるものとする。

2 委員定数

公募委員の定数は2人とする。

3 公募方法

公募は、次に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 市の広報紙への掲載
- (2) 市公式ホームページへの掲載

4 応募資格

応募資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に在住、在勤又は在学する者
- (2) 応募する日現在において、18 歳以上の者

5 応募方法

- 1) 応募方法は、「入間市審議会等の委員の公募に関する要領」で定める審議会等委員応募用紙によるものとする。
- 2) 募集期間は、1か月程度とする。

6 選考委員会

- 1) 選考は、選考委員会を設置して行うものとする。
- 2) 選考委員会は次に掲げる職にある者をもって構成する。選考委員会のリーダーは都市整備部長とする。
 - (1) 都市整備部長
 - (2) 都市整備部次長
 - (3) 都市計画課長
 - (4) 市民安全課長

7 選考方法

- 1)選考方法は、書類選考とする。
- 2)選考にあたっては、次の各号について、総合的に判断するものとする。
 - (1) 地域コミュニティの実情に通じること。
 - (2) 所有者等の抱える課題について多様な角度で評価できること。
 - (3) 応募動機が空家等対策に沿ったものであり、明確であること。
 - (4) 空家等対策について研究を深める意欲があること。
 - (5) 建設的かつ現実的な発言が期待されること。
 - (6)「入間市審議会等の設置及び運用に関する指針」に基づき、女性委員の割合が35%以上となるよう配慮するものとする。
- 3)この他、選考基準の詳細は選考委員会で決定する。

8 選考結果

選考結果は、応募者全員に通知するものとする。

9 公募に係る事務の所管

公募に係る事務は都市計画課が行うものとする。

10 施行期日

本要領は、平成30年4月1日から施行する。

本要領は、令和2年4月1日から施行する。

本要領は、令和4年4月1日から施行する。

本要領は、令和6年4月1日から施行する。